

農地改革の影響に關する調査

— 農地の移動・村民税・米供出量等に就て —

鎌 形 勲

松 田 昌 二

一、概 況

調査地に選定した清水町は福島市に最近編入された近郊農村でしたが、つて純農村と異なり農家以外の戸數が總戸數の五七%を占めている（第一表）。

第1表 農家以外の戸數

職 業	戸數	職 業	戸數
官 吏	113	理 髮	6
公 道	19	裁 縫	8
教 員	29	由 業	17
醫 生	4	自 營	3
社 行	113	露 師	4
會 社	90	無 職	99
商 業	67		
勞 働	40		
職 工	30	計	642

地勢は町内に信夫

山を有するも、殆んど開發され、林野探草地は僅かに一〇町歩にすぎない。耕地は田が七二%を占め面積三四七町、畑は一三二町歩である。二三年三月現在の農家戸數は四八三戸で

一戸當の耕地に換算すれば一町一畝となる。

昭和二〇年二月の調査によれば農家戸數は四五二戸であるから二年半の間に約三一戸の増加を示している。また二二年八月當時の狀況は第2表の通りで、四六四戸の農家の内二三四戸（五〇・五%）が一町歩以下で單作地帯の經營規模としては小さいところである（畑作付率一三〇%田畑平均一一・八%）。

農家の自小作別戸數は自作九三戸、自小作六七、小自作一〇四、小作二〇〇で、小作が全體の四三%を占めている。

總戸數中役畜を所有する農家は一四一戸（三〇%）、電動機及發動機を所有するもの七三戸（一七%）である。

農家人口は三、二〇四人、内農業従事者一、四五五人で一戸當従事者は三・一人である。

耕地合計四六八町歩の中二七〇町歩（五八%）は借入地であつた（昭和二二年八月現在）。地主の内譯は在村耕作地主一三四町歩在村不耕作地主一二〇町歩、不在地主一六町歩となつてゐる。之

戸数及其の經營狀態 (22年8月1日センサスによる)

3—5	5—10	10—15	15—20	20—25	25—30	30—50	50—100	計
57	141	145	64	16	4	1	-	464
349	843	1,087	528	146	39	11	-	3,204
121	369	521	269	78	28	5	-	1,455
-	1	5	2	-	2	1	-	11
206	772	1,229	1,436	677	190	600	-	5,110
2	2	17	11	4	2	-	-	38
1	15	48	30	10	1	-	-	105
3	17	63	41	14	3	-	-	141
9	14	22	17	7	1	-	-	71
6	7	9	7	3	-	-	-	33
9	15	22	17	8	1	-	-	73
224	1,580	3,600	2,678	1,093	493	-	-	9,768
33	277	584	350	163	142	-	-	1,560
257	1,857	4,184	3,028	1,256	635	-	-	11,328
66	1,142	2,886	2,435	1,175	422	208	-	8,458
323	2,999	7,070	5,463	2,431	1,057	208	-	19,786
-	54	463	221	-	-	-	-	738
-	2	10	8	-	-	-	-	20
1,505	5,513	7,711	3,711	873	30	50	-	19,707
158	826	1,174	399	104	-	-	-	2,684
1,663	6,339	8,885	4,110	977	30	50	-	22,391
306	1,001	1,910	1,235	102	5	51	-	4,696
1,969	7,340	10,795	5,345	1,079	35	101	-	27,087
-	3	-	2	-	10	-	-	15
-	1	-	2	-	10	-	-	13

農地改革の影響に關する調査

二二二

は農地解放進行中の數字で之を昭和一六年八月一日にさかのぼると耕地合計四九一町歩中三一六町歩(六四・三%)が小作地であり、農地解放終了時に於ては小作地は九五町歩(二〇%)に減ずる見込みである。

作付延面積は總計五五一町歩で、その内水稻三三七町歩六一%を占め、大麥・小麥・蔬菜之につき、以上四品目で四二七町歩、七八%を占める。詳細は第3表の通りである。随つて農家戸数を農業収入の種別別に別ければ、四一六戸(九〇%)までが自給及稻作収入四割以上のものである(第4表)。

四六四戸中専業農家は二二五戸(四八・五%)を占めている。兼業農家中第一

第3表. 作付延面積

作物名	田	畑	計	百分率
水稲	337.32	-	337.32	61.0
陸稲	1.87	0.21	2.08	0.4
大豆	25.87	15.23	41.10	7.4
粟	2.75	0.64	3.39	0.6
小豆	3.79	18.38	22.17	4.0
ジャガイモ	0.07	17.37	17.44	3.2
サツマイモ	-	10.78	10.78	2.0
蕎麥	-	0.21	0.21	0.0
ソバ	-	0.03	0.03	0.0
トウモロコシ	-	1.61	1.61	0.3
アワ	-	0.54	0.54	0.1
ヒエ	-	0.03	0.03	0.0
キビ	-	0.17	0.17	0.0
大豆	0.13	11.57	11.70	2.1
其他豆類	-	3.81	3.81	0.7
大根	-	12.82	12.82	2.3
蔬菜	0.06	27.61	27.67	5.0
果樹	-	15.89	15.89	2.9
菜種	1.26	2.21	3.47	0.6
工農作物	-	0.21	0.21	0.0
桑	-	26.92	26.92	4.9
その他	9.42	4.30	13.72	2.5
合計	382.54	170.54	553.08	10.0
耕地利用率	113	130	118	

第2表 階層別農家

階層別	不耕作	3反未満
農家数	-	36
世帯員数合計	-	201
自家農業従事者数	-	64
農業常備員数	-	-
農業臨時雇員数	-	-
飼養牛馬頭数	-	-
農事使役牛馬飼養戸数	-	-
所有原動機	-	1
電動機	-	1
石油發動機	-	1
原動機所有農家数	-	1
所有耕地	-	100
田	-	11
畑	-	111
合計	-	124
所有林野地	-	235
内探草	-	-
田	-	314
畑	-	23
合計	-	337
借入耕地	-	86
内探草	-	423
借入林野地	-	-

種兼業二〇七戸で、二八戸が第二種兼業である。兩者とも兼業として賃労働を営むものが大半を占めている。

二、農地解放と農地の移動

村農地委員会が最初推計した解放見込農地は小作地二〇五町歩であつたが、二三年三月に於て既に實際は二二一町歩が解放されており、進捗率は二〇七・八%を示している。これはしかし眞に農地を小作する者が自作地を増大した結果であるか、或は小作地取上げによる自作地の増加によるものであるかは分らない。

地主の小作地取上げに關しては縣は殆んど許可を與えない方針で進んでいるの

第4表 農業収入の種類別農家戸数(22.8.センサス)

農産物収入 8割以上 自家消費	戸数
稲作収入が4割以上	139
蔬菜収入	277
果樹面収入	5
何れも4割未満のもの	15
合計	28
	464

で、地主の返還申請はあつても却下されている。この點からすれば農地解放は至極順調に推移し、小作者は小作地を自作地として取得することができたことになる。ただここで問題になるのは表面化しない土地取上げの存在である。

(1) 農地の移動

昭和二十三年三月に於ける小作地面積は二五八町歩で、之を小作地が三〇〇町歩であつた昭和二十年十一月當時と比較すれば、四〇町歩の小作地が減少している。

ところでこの期間に於ける耕地の移動を全戸について調査集計した数字は第5表の如くなり、耕地移動實面積は四〇町歩で面積からいへば村の小作地減少面積と略等しくなる。ただ第5表の場合この耕地移動によつて實際上小作地が減少している面積が遙かに少なく、五町九反にすぎないのは、當時まだ買渡が済まないの

で、従来の状態で記入したものと考えられる。

基準年次を昭和二十年十一月として、昭和二十三年三月までの期間の農家の耕地移動を更に詳細に記せば第6表の如く、當時の自作農(自作地八割以上の農家)は九四戸で之が増加した耕地は一

第5表 自作地及小作地の増減

	増	減	差	引
自作地	214.5	146.2	+	68.3
小作地	191.5	250.3	-	58.8
計	406.0	396.5	+	9.5

八町一反、減少反別は一町一反で差引七町を増加している。之に反し當時の自作農及小作農は自作地の増加よりも小作地の減少が大で、結局耕地面積は減少している。自作農により土地取得が行われた一つの實證と考えられる。

更に同期間内に農家戸数は三一戸増加している(その内一九戸は自作農)ので、この増加面積一七町九反二畝を考えれば、當時の農家の耕地は可成り減少したことになる。而も新規農家の増加した面積一七町九反中一二町八反五畝までは自作地として増加している。各階層別に耕地の増減を示せば第7表の如くなる。

即ち當時一町歩以下であつた農家は總體的には多少とも耕地を増加し、一町歩以上の規模の農家は耕地を減少している。増加の最も著しいのは新規農家で、而も増加面積中一二町八反までが自作地であるのは、農業をやめたものの一四戸の耕作地七町四反歩の外は不耕作地主の取上げであると考えられる。

(2) 農地の移動に伴う農業経営の規模別及業種別の變化

以上の如き農地の移動が昭和二十年十一月以降二十三年三月までに行われたので、之に伴つて農家の規模及自作、自作小、自作農の戸数は當然變化しなければならない。第8表によれば、自作農

第6表 自小作別耕地増減（新規農家を含む）

昭和20年の状態		自作	自小作	小作	計
増加面積	自作地	171.6	24.8	18.1	214.5
	小作地	9.3	32.1	150.1	191.5
	計	180.9	56.9	168.2	406.0
減少面積	自作地	98.9	44.6	2.7	146.2
	小作地	11.9	60.4	178.0	250.3
	計	110.8	105.0	180.7	396.5
差引計		+ 70.1	- 48.1	- 12.5	+ 9.5

第7表 階層別耕地の増減（単位：反）

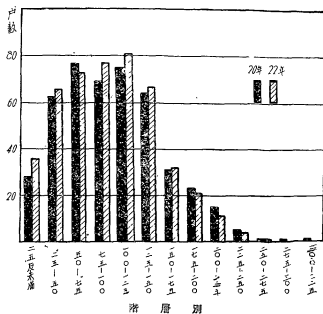
階層別	増 加			減 少			差 引
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	
新規農家	128.5	50.7	179.2	-	-	-	+ 179.2
2.5反未満	3.0	4.5	7.5	1.0	6.2	7.2	+ 0.3
2.5—5.0	4.1	34.2	38.3	1.5	22.6	24.1	+ 14.2
5.0—7.5	21.5	38.4	59.9	10.3	21.4	31.7	+ 28.2
7.5—10.0	25.0	32.4	57.4	0.2	40.3	40.5	+ 16.9
10.0—12.5	22.8	9.8	32.6	16.2	79.9	96.1	- 63.5
12.5—15.0	6.9	15.1	22.0	34.7	26.6	61.3	- 39.3
15.0—17.5	1.1	4.5	5.6	37.9	14.0	51.9	- 46.3
17.5—20.0	0.3	1.2	1.5	12.5	4.6	17.1	- 15.6
20.0—22.5	0.7	0.1	0.8	20.8	18.1	38.9	- 38.1
22.5—25.0	0.6	0.6	1.2	0.6	11.3	11.9	- 10.7
25.0—27.5	-	-	-	-	-	-	-
27.5—30.0	-	-	-	5.2	-	5.2	- 5.2
30.0—32.5	-	-	-	5.3	5.3	10.6	- 10.6
計	214.5	191.5	406.0	146.2	250.3	396.5	+ 9.5

第8表 a) 昭和20年11月及昭和23年3月に於ける農家戸数

階層別	自作		自 小 作		小 作		計	
	20年	23年	20年	23年	20年	23年	20年	23年
2.5 反未満	9	13	2	4	17	19	28	36
2.5—5.0	6	7	2	4	54	55	62	66
5.0—7.5	13	17	9	7	55	49	77	73
7.5—10.0	19	22	11	9	39	46	69	77
10.0—12.5	14	20	32	37	29	24	75	81
12.5—15.0	11	14	17	17	36	36	64	67
15.0—17.5	9	7	11	12	11	13	31	32
17.5—20.0	4	3	8	3	11	15	23	21
20.0—22.5	5	3	6	7	4	1	15	11
22.5—25.0	2	3	2	1	1	—	5	4
25.0—27.5	1	1	—	—	—	—	1	1
27.5—30.0	1	—	—	—	—	—	1	—
30.0—32.5	—	—	1	—	—	—	1	—
合 計	94	110	101	101	257	258	452	469

農地改革の影響に関する調査

第1図 経営規模別農家戸数



第8表(b)
新規農家階層別戸数

階層別	戸数
2.5反未満	7
2.5—5.0	6
5.0—7.5	8
7.5—10.0	6
10.0—12.5	3
12.5—15.0	1
15.0—17.5	
17.5—20.0	
20.0—22.5	
22.5—25.0	
25.0—27.5	
27.5—30.0	
30.0—32.5	
計	31

第8表(a)は各階層別の農家戸数を二十年及二十三年の兩時期に於てみたのであるが、之を新規農家のみにつてみると、第8表(b)の如く新規農家が三戸増加しているうち七反五畝未満の農家

は九四戸より一〇戸となり一六戸増加し、自小作農は同數で、小作農家は一戸の増加を示している。また、階層別戸数は大規模の戸数を減じて、小規模の戸数を増加している。此の場合特殊な傾向は階層別戸数の減少が一町七反以上であることである(第一圖)。大きな經營規模の農家が減じたことによつて、その經營はそれ以下の階層に轉落し、之が新規農家及小經營農家の戸数を増加せしめたのであるが、しかし、一町七反以上の大經營が何故に八町歩餘りの農地を減じた(第7表)か、については明瞭でない。而もこの減少耕地の内小作地が四町歩で半ばに満たないことと考へ合せれば、一つには地主の土地取上があるが、兄弟親族が新規農家となつたために、彼等の自作地を減じたということも亦考へられるであらう。

第9表 在來農家の階層別戸数

階層別	昭和20年	昭和23年	差引
2.5反未満	26	29	+ 1
2.5—5.0	62	60	- 2
5.0—7.5	77	65	- 12
7.5—10.0	69	71	+ 2
10.0—12.5	75	78	+ 3
12.5—15.0	64	66	+ 2
15.0—17.5	31	32	+ 1
17.5—20.0	23	21	- 2
20.0—22.5	15	11	- 4
22.5—25.0	5	4	- 1
25.0—27.5	1	1	-
27.5—30.0	1	0	- 1
30.0—32.5	1	0	- 1

考へられる。しかし之は新規農家を併せた統計數字からは發見できないことである。

が二戸で六八%を占めているが、中には一町歩以上の農家も數戸含まれている。この新規農家を除き在來農家のみについて階層別の變化を見れば第9表の如くなり、七反五畝乃至一町七反五畝の間に農家戸數が集中し、零細經營と大經營の數が減じているという狀態がみられる。之は他の地方でも見られる傾向で、兼業の機會を減じた小

經營が規模の擴大を餘儀なくされたとことが、中農農家の戸数を増加したと

しからば昭和二十年當時の如何なる階層の農家が昭和二十三年にはどの階層に移行したかという、新規農家及離農農家を併せた四八三戸中階層の變化しなかつたものは二七六戸で五七%を上

階層移動戸数

7.5 -10.0	10.0 -12.5	12.5 -15.0	15.0 -17.5	17.5 -20.0	20.0 -22.5	22.5 -25.0	25.0 -27.5	27.5 -30.0	30.0 -32.5	昭23年計
	3		1							14
1	2	1								36
1	1									66
9	4	2								73
41	9	1	2							77
11	47	11	2	1	2					81
4	7	40	9	2	1	1				67
2	2	8	13	6	1					32
		1	4	13	3					21
				1	8					10
						1				4
						3				1
							1			
								1		
									1	1
69	75	64	31	23	15	5	1	1	1	483

農地改革の影響に関する調査

規模拡大及縮小戸数

戸数 計	規模を縮小せる戸数				規模を變化せざる戸数			
	自	自小	小	計	自	自小	小	計
31	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	-	4	5	7	2	9	18
7	2	-	7	9	4	2	40	46
20	-	1	10	11	9	5	32	46
17	-	1	10	11	11	6	24	41
9	3	4	12	19	8	25	14	47
9	5	7	3	15	6	8	26	40
4	3	6	5	14	4	5	4	13
1	3	4	2	9	1	3	9	13
-	2	2	3	7	3	4	1	8
-	-	1	1	2	2	1	0	3
-	-	-	-	-	1	-	-	1
-	1	-	-	1	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-
103	20	27	57	104	56	61	159	276

第10表(a) 階 層 別

20年階層 23年階層	0	2.5 -2.5	5.0 -5.0	7.5 -7.5
0		5	4	1
— 2.5	7	18	5	2
2.5—5.0	6	4	46	8
5.0—7.5	8	1	3	46
7.5—10.0	6		1	17
10.0—12.5	3		2	2
12.5—15.0	1		1	1
15.0—17.5				
17.5—20.0				
20.0—22.5				
22.5—25.0				
25.0—27.5				
27.5—30.0				
30.0—32.5				
昭和20年計	31	28	62	77

めているが、他の四三%の農家は、大なり小なり階層を變化している。その傾向は第10表の通りで、一般に當時小經營であつたものほど規模を擴大したものが多く、大經營ほど規模を縮小したものが多く、しかも全體の經營が集中したと考えられる七・五反—一七・五反の中に於てさえ、規模の擴大或は縮小によつて三〇%の農家がある外に動いてゐる。

規模の變化を自・小作別に見れば、自作一三戸中規模を擴大せる戸数は三七戸で三三%を占め、規模縮小農家は一八戸で二四%、自小作では一〇一戸中規模擴大農家は一三戸(一三%)、規模縮小農家は二七戸(二七%)であり、小作に於ては二六八戸中規模擴大農家は五三戸(内新規農家一戸あり)で二〇%、規模縮小

農地改革の影響に関する調査

第10表(b) 自 小 作 別

規模を擴大せる			
	自	自 小	小
新規農家	19	—	12
2.5反未満	1	—	4
2.5—5.0	—	—	7
5.0—7.5	4	3	13
7.5—10.0	8	4	5
10.0—12.5	3	3	3
12.5—15.0	—	2	2
15.0—17.5	2	—	—
17.5—20.0	—	1	—
20.0—22.5	—	—	—
22.5—25.0	—	—	—
25.0—27.5	—	—	—
27.5—30.0	—	—	—
30.0—32.5	—	—	—
計	37	13	53

小農家は五七戸で二一%を占めている。

結局小作地が減少して自作地が増加したことは、農地解放の目的であり、統計的推移もその實現の方向に進んだ如くであるが、内容を少し深く検討すれば、小作地の減少には地主に返還されることによつて自作地化したものが含まれていることが明らかとなる。土地取上件数は皆無であるとは、村農地委員の談話であるが、事實は決してそうではないらしい。

三、農地解放と同時期に起つた農村の變化

(1) 村民税賦課の變化

農地解放が行われた昭和二十年十二月以降は農家が閣所得によつて所謂農村好景氣を現出した反面、非農家の多くは閣食糧入手のために赤字家計を餘儀なくされた時期である。それが農地解放と殆んど同時に現われたために、かかる社會經濟的な變化が、農地解放に對して大きな影響を與えたことは否定できない。前記地主の土地取上げも、小作人にとつては「地主の要求により止むを得ず」ということに歸着するが、地主側にとつてみれば「自家の食糧確保のため」ということであつた。非農家が食糧不足によつて生ずる家計費の増加は、非農家の擔税力を著しく低下させた。この反面、農家の擔税力は非農家に比して遙かに大きくなつた。即ち昭和十九年に於ける村民税の賦課税額割合は農家に對して二七・七％、非農家に對して七二・三％であつたものが、昭和二十二年には農家が六六・九％（新規農家の分を含まない）、非農家三三・一％（新規農家を含む）となつて、村民税賦課は明らかに逆になつてゐる（第11表）。のみならず戦後だけでも農家戸数は三一戸増加したのに反し、非農家は職業者や引揚者の轉入によつて二四〇戸増加してゐる。このことから考えれば、非農家の擔税力は更に低下したことになる。

又之を平均額以上の村民税を納める者の數から比較して見ると昭和十九年には平均額四一八錢以上は農家で七〇戸（農家戸數中一五・五％）、非農家で九五戸（非農家中の二三・六％）であつたが、昭和二十二年度は平均額一五二圓六〇錢以上の村民税賦課をうけた者は、農家に於て三八一戸（農家戸數中七九％）と著増

第11表 村民税賦課

			戸 数	百分比%	金 額	百分比%	一戸當平均
昭和十九年度	平均額以上の賦課をうけたもの	農 家	70	8.2	585.20	16.4	83.60
		非農家	95	11.1	1,895.80	53.1	199.65
		計	165	19.3	-	69.5	-
	平均額以下の賦課をうけたもの	農 家	382	44.7	403.50	11.3	1.06
		非農家	307	36.0	683.50	19.2	2.23
		計	689	80.7	-	30.5	-
合 計		854	100.0	3,568.00	100.0	平均 4.18	
昭和二十二年 度	平均額以上の賦課をうけたもの	農 家	381	33.9	104,775	61.0	275
		非農家	247	21.9	44,007	25.6	178
		計	628	55.8	-	86.6	-
	平均額以下の賦課をうけたもの	農 家	102	9.1	10,129	5.9	99
		非農家	395	35.1	12,776	7.5	32
		計	497	44.2	-	13.4	-
合 計		1,125	100.0	171,687	100.0	平均 152.60	

第12表 階層別 供米能力

階層別	昭和20年			昭和22年		
	戸数	供米数量(推計)	%	戸数	供米数量	%
2.5反未満	28	石 —57.960	—	36	石 —74.520	—
2.5—5.0	62	9.548	0.3	66	10.144	0.3
5.0—7.5	77	207.513	5.5	73	196.735	5.3
7.5—10.0	69	422.901	11.1	77	471.933	12.7
10.0—12.5	75	754.445	19.9	81	814.779	21.9
12.5—15.0	64	839.168	22.1	67	878.504	23.6
15.0—17.5	31	511.593	13.5	32	528.096	14.2
17.5—20.0	23	449.397	11.9	21	410.319	11.0
20.0—22.5	15	364.080	9.6	11	266.991	7.2
22.5—25.0	5	140.020	3.7	4	112.033	3.0
25.0以上	3	94.260	2.4	1	31.420	0.8
計	452	3,734.967	—	469	3,646.434	—

し、非農家に於て二四七戸（非農家戸数中二八%）となつてゐる。之を金額から見ても、農家に對する賦課は非常に重くなつてゐる。詳細は第11表の通りである。

(2) 供米能力の變化

主として自家の飯米確保の意味を以て増加した新規農家の大部分と、同一目的のために規模の擴大を行い、保有米數量を増大せんとした小規模經營のために、町全體の供米能力はたしかに減少してゐる。

その實數値については、年次によつて生産量及供出剩餘量が異なるので比較が困難であるが、比率的に供米能力の減少をみることは可能である。第12表によれば、二反五畝未満の農家は一戸當り約二石の配給をうけており、一町一町二反五畝の階層は同じく一戸當りで一〇石の供出をなし、一町七反五畝一町歩に於て約二〇石、二町五反一町七反五畝に於て三一石餘の供米能力をもつてゐる。之から二十二年の供米數量を計算すれば三七二石となる。

今各階層の供米能力が變化せぬとして、二十年度の階層別戸數に右數量を乘じて供米數量を計算すれば三七九三石となり、約二%だけ二十二年より多くなる。更に配給米を加算すれば八九石、二十年度が多くなる。

即ち昭和二十年と二十二年の間に於ける農家戸數及階層別構成の變化によつて、二・四%だけ供米能力は減少したことになる。

（以下二四八頁下段へ）

○年度耕種生産物數量に公定價格を乗じ、之に所得率を乗じた額
一三、二七〇、九六四千圓に比してなお二七億圓を上廻つてゐる。

昭和十八年十九年については間販賣數量に關する調査資料を缺くのでこの比較はできなかったが、公定價格を耕種生産物に乘じ之に所得率を乗じた總額は昭和十八年三、八六九、五二二千圓、昭和十九年四、二二六、八二〇千圓となり、生産費調査から推計した所得が、之をさほど上廻らないのは、當時の間所得も亦それほど大きなものではなかつたといえるのではないかと思う。

生産費調査の農家の所得率が、果して全農家を代表せしめ得るか否かについては、尙研究の餘地があると思うので今後、從來農家經濟調査の農業經營費より推定したと同じ方法で、生産費の構成から全農家の物的支出を推定したいと思う。

なお、農産加工畜産及養蠶の所得については、目下資料蒐集中である。(二四・二・三)

(本論は調査部農家經濟調査係の數人の研究によるものであるが、主として鐵形勲研究員が當つた)。

(二三頁よりつづき)

之も農地解放の進捗と同時に現われた農村に於ける一つの變化で、而もかかる變化が、農地解放完遂のために大きな制約をうけながら、なお潜行的に行われた現象である。なお此の數字は二十年の實際を基礎としており、戦後増加せる農家人口が、保有米を増加し、供米數量を減じた面をあらわしていないが、之を考えれば、供米能力は一層減じたことになるわけである。

(研究員)